

≪離婚届を出された方≫

制度案内 令和5年度用

対象者	制度・手続	窓口	その他
◆ 離婚前は市内で同じ住所、同じ世帯に住んでおり、離婚後、住所は同一のまま世帯を分ける方	世帯分離	市民窓口課 1階⑬番 TEL 441-7180	保険料等が変わる場合があります。
◆ 変更後の氏で印鑑登録をされる方	印鑑登録		離婚により氏が変わった場合で、婚姻時の氏で印鑑登録をされている場合は印鑑登録が廃止されます。
◆ マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	表面記載事項変更届	市民窓口課 1階⑭番 TEL 441-7180	各カードの表面記載事項に変更がある方は、窓口まで持参して下さい。
◆ 母子・父子家庭で18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童を養育される方	児童扶養手当		所得制限があります。
◆ 中学校修了前の児童の養育者	児童手当	子育て支援課 2階②番 TEL 443-9024	受給者切り替えの手続きが必要な場合があります。
◆ 特別児童扶養手当受給者の方	特別児童扶養手当		受給者切り替えの手続きが必要な場合があります。
◆ 高齢期移行・乳幼児等・こども・重度障害者・高齢重度障害者医療費助成受給者本人、配偶者、扶養義務者の方	変更届	国保年金課 医療係 1階⑨番 TEL 443-9021	
◆ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護するひとり親家庭になられた方	母子家庭等医療費助成		高等学校等に在学中の児童については20歳に達するまで。所得制限があります。
◆ 国民健康保険に加入されている方	国民健康保険証の変更	国保年金課 国保給付係 1階⑩番 TEL 443-9020	
◆ 国民年金第3号被保険者の方	国民年金の変更届	国保年金課 国民年金係 1階⑩番 TEL 443-9022	
◆ 経済的に就学が困難な小・中学生の保護者	就学援助	教育委員会 学校教育課 学事保健係 2階⑦番 TEL 443-9054	所得制限等があります。
◆ 高等学校などに在学する方で、経済的理由によって修学困難となられた方	奨学金		所得制限等があります。
◆ 小学校1年生から中学3年生までの児童・生徒をお持ちの保護者等の方	学校給食費口座振替依頼書	教育委員会 学校給食課 2階⑧番 TEL 443-9053	口座振替依頼書の提出が必要です。口座振替依頼書をお渡しします。詳細は学校給食課までお問い合わせください。
◆ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、児童通所受給者証を所持されている方	変更届(氏名・住所・保護者)	障がい福祉課 1階③番 TEL 443-9027	記載内容に変更がある場合、申請が必要です。 ・所持されている手帳、受給者証など ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの
◆ 自立支援医療受給者証(精神通院、育成医療、更生医療)を所持されている方	記載事項変更届(氏名、保護者氏名、住所変更、保険証変更)		記載内容に変更がある場合、申請が必要です。 ・所持されている受給者証 ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの ・健康保険証